

芦 北 町
子ども・子育て支援事業計画
(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 27 年 3 月
熊本県 芦北町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画策定体制と経緯	3
5. ニーズ調査の概要	3
第2章 子ども・子育てに関する現状	5
1. 少子化の動向	5
2. 世帯の状況	10
3. 女性の就労の状況	13
4. 子どもの人口の推計	14
5. アンケート調査結果	15
6. 芦北町の現状と課題	23
第3章 計画の基本構想	25
1. 将来像及び基本理念	25
2. 基本目標の設定	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 保育サービスの充実	27
基本目標2 子育て支援体制の充実	52
基本目標3 児童福祉施設の充実	56
第5章 計画の推進体制	57
1. 計画の推進	57
2. 計画の進行管理	57

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国は急速な少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは、子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下が課題となっています。

子育て支援をめぐっては、都市部において待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、旧田浦町及び旧芦北町ともに平成14年度に「児童育成計画（エンゼルプラン）」を、平成17年度に芦北町次世代育成支援行動計画を策定し、保育・教育・保健など様々な分野における子育て支援施策を推進してきました。

平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」においては、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。また、全国的な少子化の流れに変化が見られないことから、国は、次世代育成支援対策推進法を平成37年3月31日まで延長し、職場や地域における子育てしやすい環境整備を図るほか、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部を改正し、母子家庭及び父子家庭に対する支援策の充実を図っています。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく支援事業計画として、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。制度の円滑な施行に対応していくとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子育てしやすい環境整備のさらなる推進、強化を図っていきます。

2. 計画の位置づけ

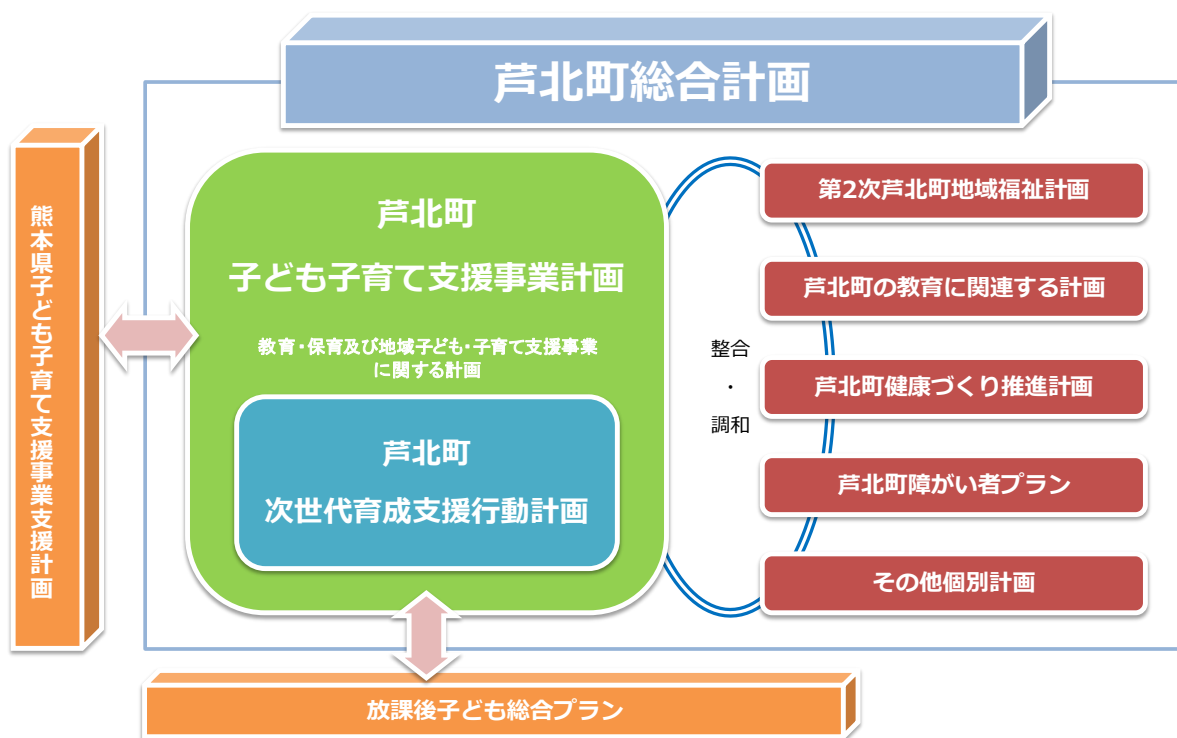
本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包するものとなります。

本町の総合計画に基づく子ども・子育てに関する計画として位置づけ、地域福祉計画、男女共同参画基本計画をはじめ、各種福祉計画と整合性を保ちつつ、策定しています。

子ども・子育て支援法

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

諸計画の関係



3. 計画期間

本計画は、計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、目標の達成状況を評価し、中間年度である平成 29 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画策定体制と経緯

計画素案については「芦北町子ども・子育て会議」に諮り、計画を策定しました。

■ 芦北町子ども・子育て会議

保護者の代表や児童福祉関係者、学識経験者など 14 名で構成する「芦北町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

5. ニーズ調査の概要

■ 子ども・子育て支援に関するアンケート

本計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者を対象に、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づく「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

配布方法	幼稚園・保育所等を通じた配布または郵送による配布
回収方法	幼稚園・保育所等を通じた回収または郵送による回収
抽出方法	全数調査
調査時期	平成 25 年 12 月
配布数	858 件 うち家庭内保育は 139 件
有効回答数	717 件 うち家庭内保育は 74 件
有効回答率	83.6%

■ 学童保育利用者に対する調査

学童保育を利用している子どもの保護者を対象に、ご家庭の現状と学童保育に関する今後のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

配布方法	学童保育を通じた配布
回収方法	学童保育を通じた回収
抽出方法	全数調査
調査時期	平成 26 年 6 月
配布数	45 件
有効回答数	40 件
有効回答率	88.9%

■ 認定こども園への移行調査

平成 26 年 7 月に私立保育園における認定こども園への移行調査を実施しましたが、その時点での移行の計画はありませんでした。

第2章 子ども・子育てに関する現状

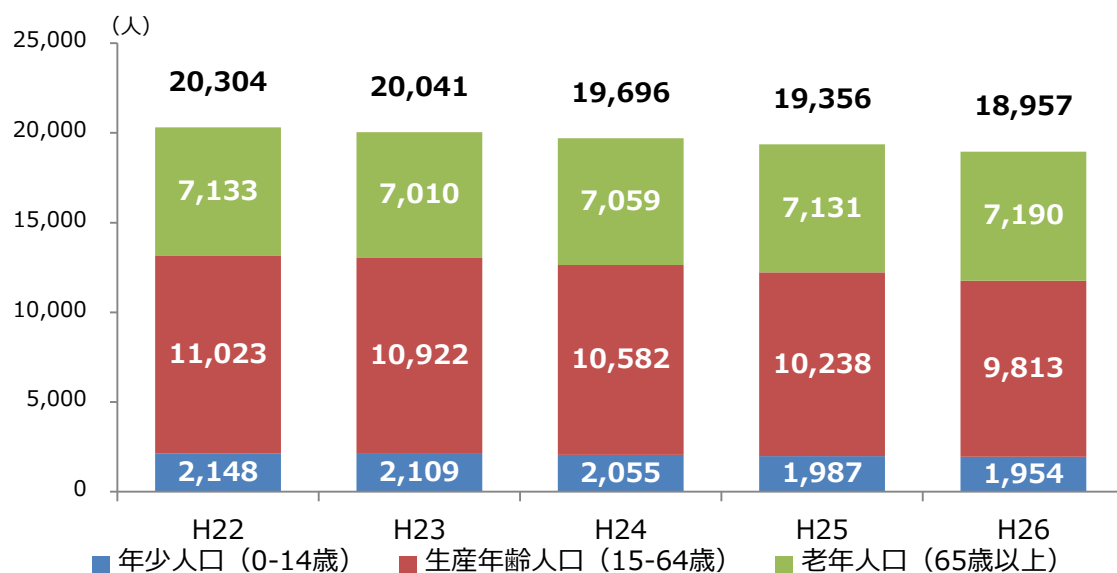
1. 少子化の動向

■総人口

本町の総人口は、平成24年に20,000人を割り、平成26年4月1日現在、18,957人となっています。

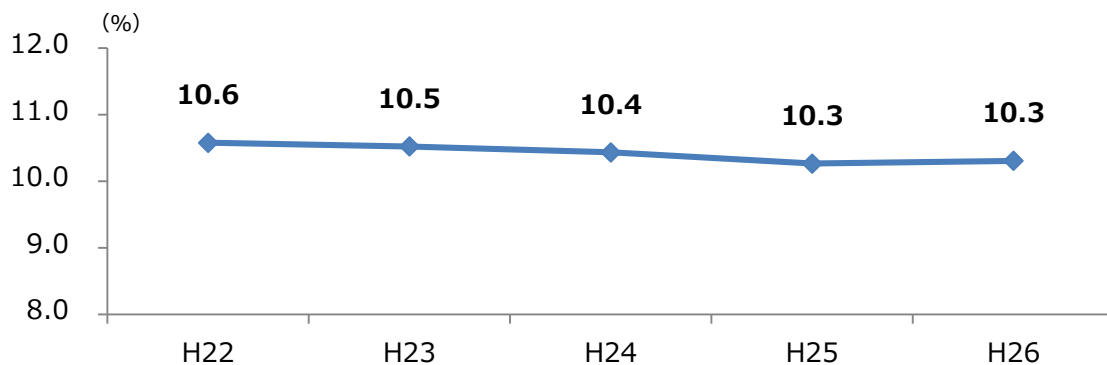
近年、減少が続いており、0～14歳にあたる年少人口も1,954人と、平成22年と比較して194人減少しています。

総人口・年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

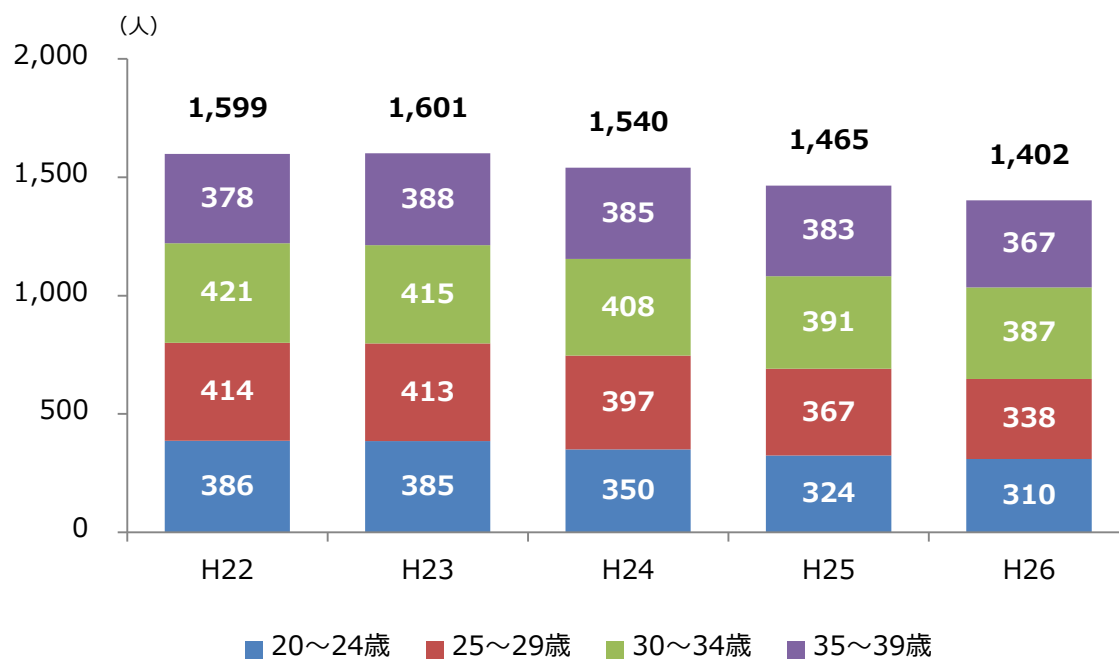
年少人口率の推移



■ 20 歳代、30 歳代の女性の人口

子どもを産み育てる可能性が高い 20 歳代、30 歳代の女性は減少傾向にあります。特に 20 歳代の女性の減少が顕著なことがわかります。

20 歳代、30 歳代の女性の人口の推移



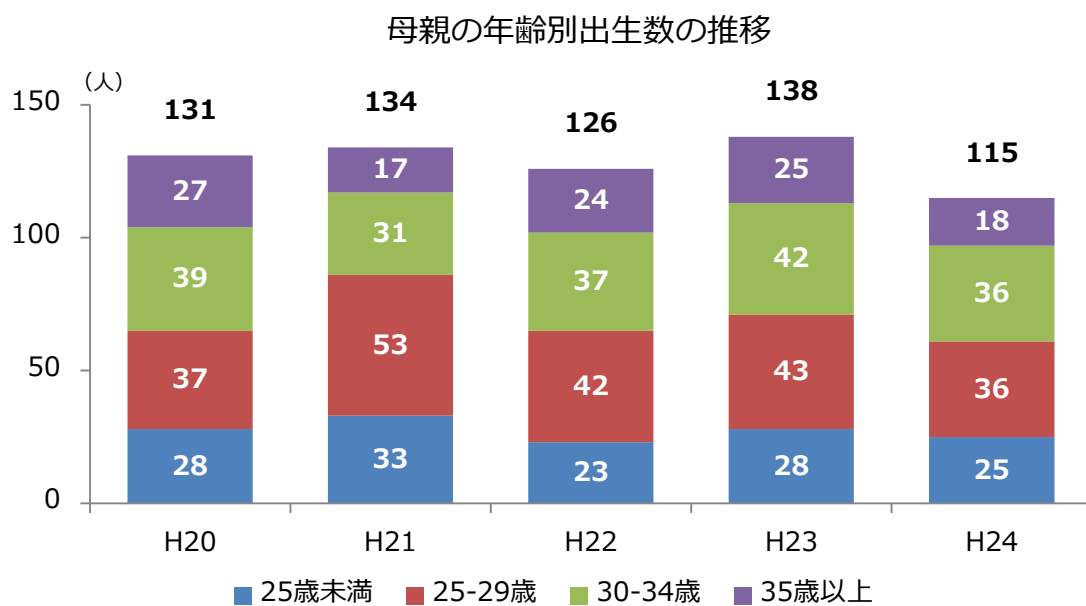
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）



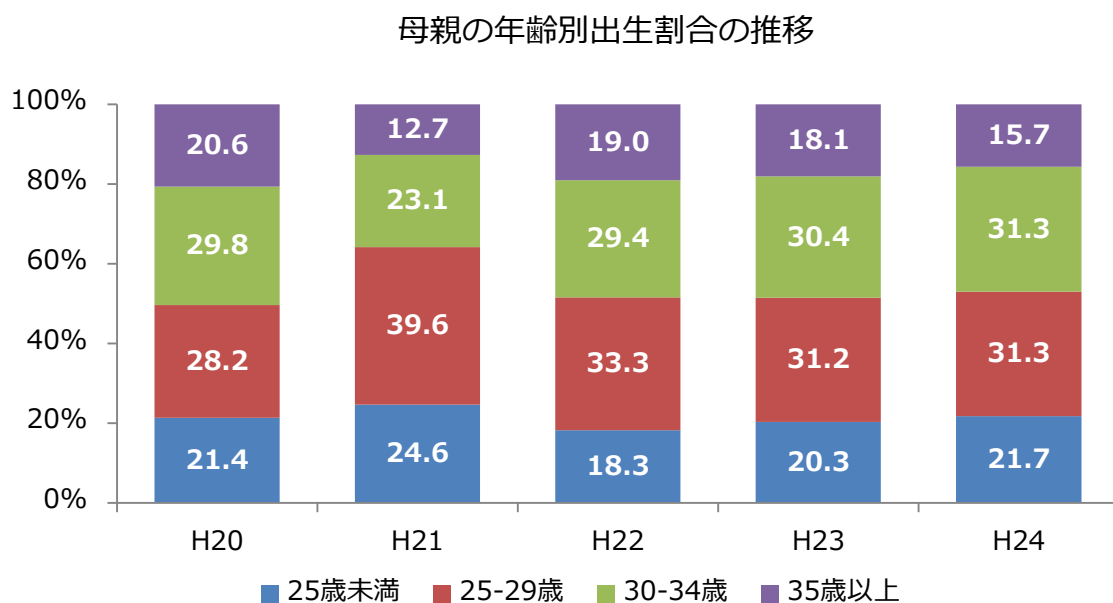
■ 出生数

母親の年齢別出生数をみると、平成 24 年度現在、115 人となっており、微減傾向にあることがわかります。

母親の年齢別出生割合は、年度によってばらつきはありますが、25～34 歳までで約 6 割となっています。



資料：人口動態統計

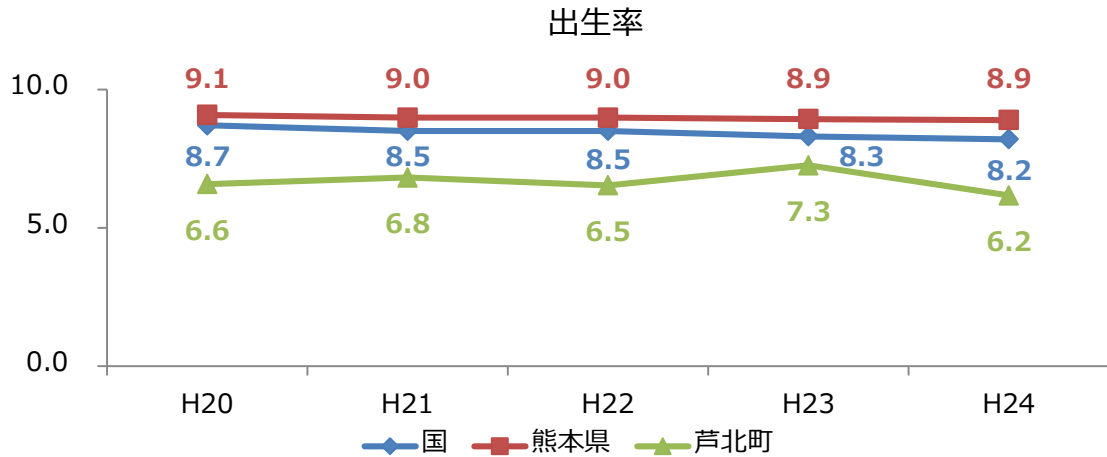


資料：人口動態統計

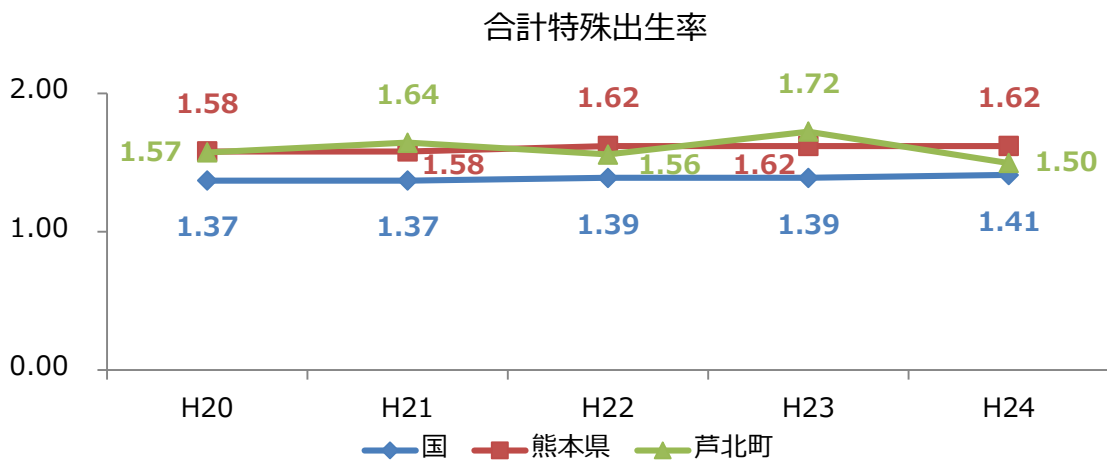
■出生率と合計特殊出生率※

出生数の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した出生率は、いずれも国・県よりも約2ポイント低く推移しています。

一方、合計特殊出生率では、国よりも高く、県と同水準で推移しています。



資料：人口動態統計



資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

※出生率とは

10月1日現在の人口を基準として算出する人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合をいいます。

※合計特殊出生率とは

「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

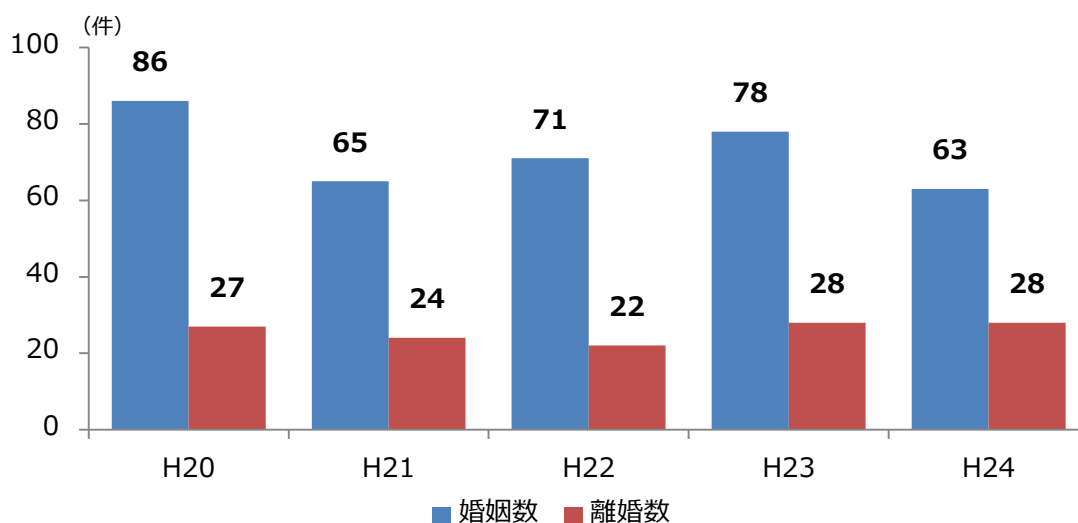
■ 婚姻・離婚

婚姻・離婚の状況は、平成 20 年では婚姻件数が 80 件を超えていましたが、平成 24 年は、63 件となっています。

一方、離婚件数は、平成 20 年以降 20～30 件程度で推移しています。

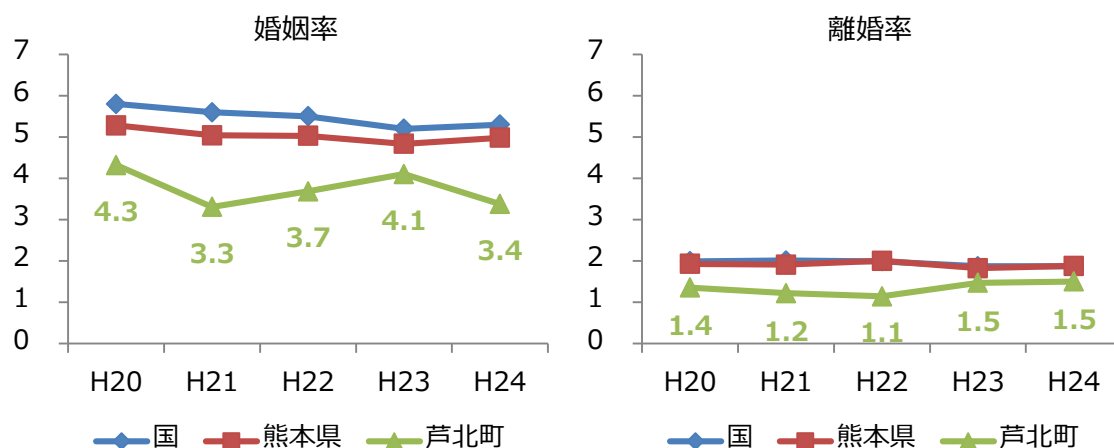
婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較すると、婚姻率・離婚率ともに、国・県よりも低く推移しています。

婚姻・離婚の件数



資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較



資料：人口動態統計

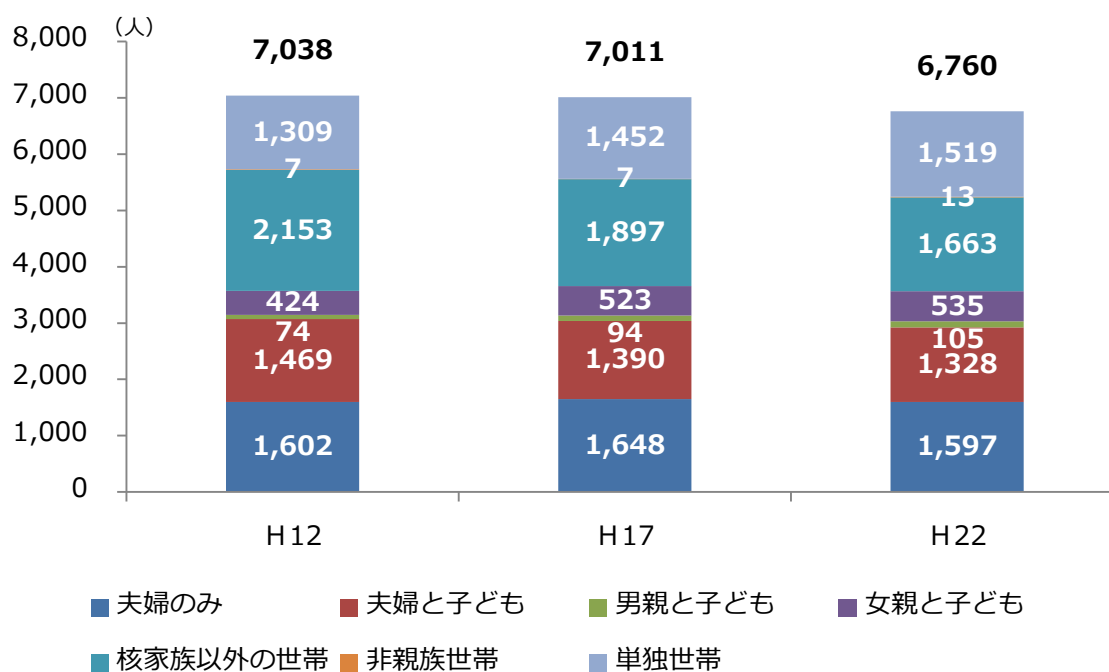
2. 世帯の状況

■総世帯数

総世帯数は減少傾向にありますが、単独世帯の増加が顕著となっています。

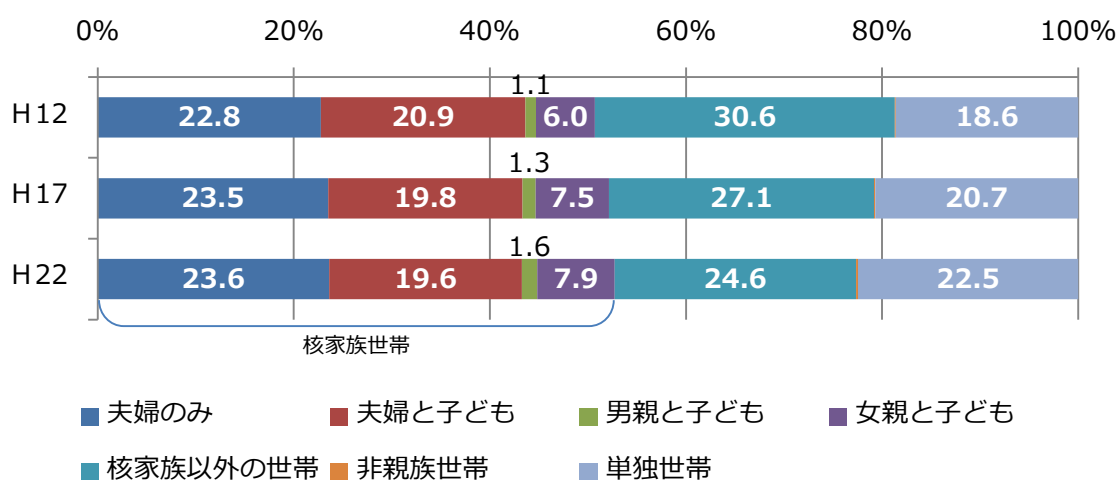
総世帯数に占める割合をみても、核家族世帯が過半数を超えているものの、単独世帯の割合が上昇していることがわかります。

総世帯数の推移



資料：国勢調査

家族構成の割合の推移



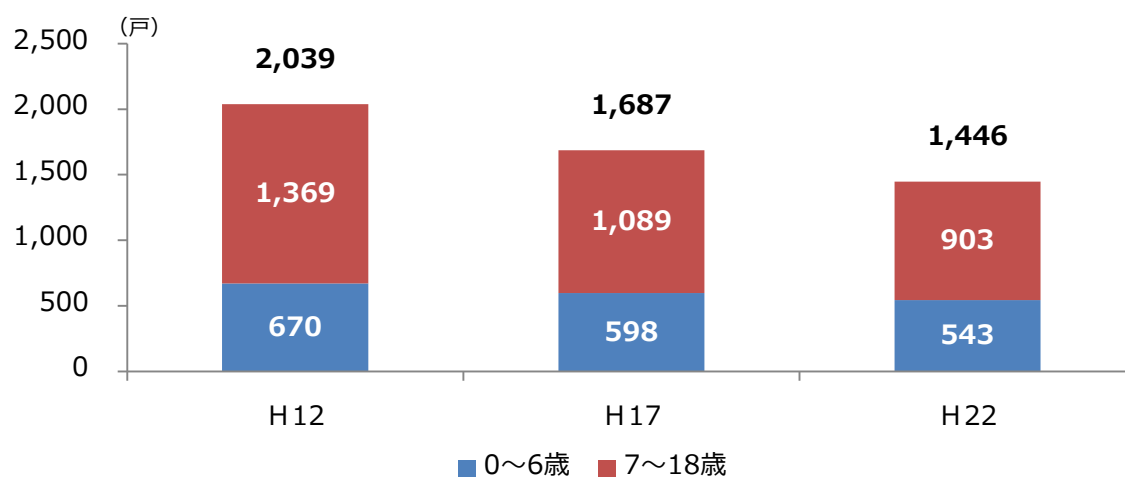
資料：国勢調査

■子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向にあります。

平成12年と平成22年を比べると、全体で593戸（0～6歳は127戸、7～18歳は466戸と、34%減少しています。

子どものいる世帯の推移



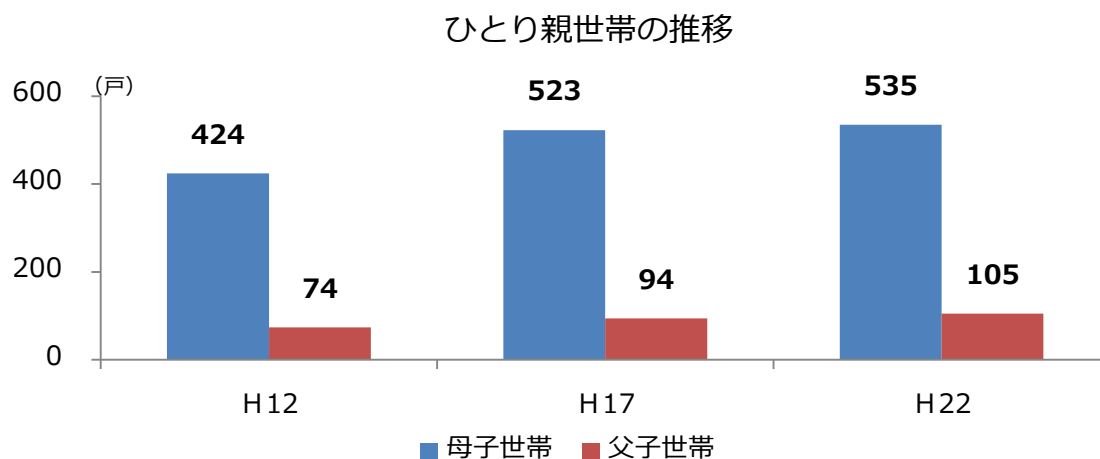
資料：国勢調査



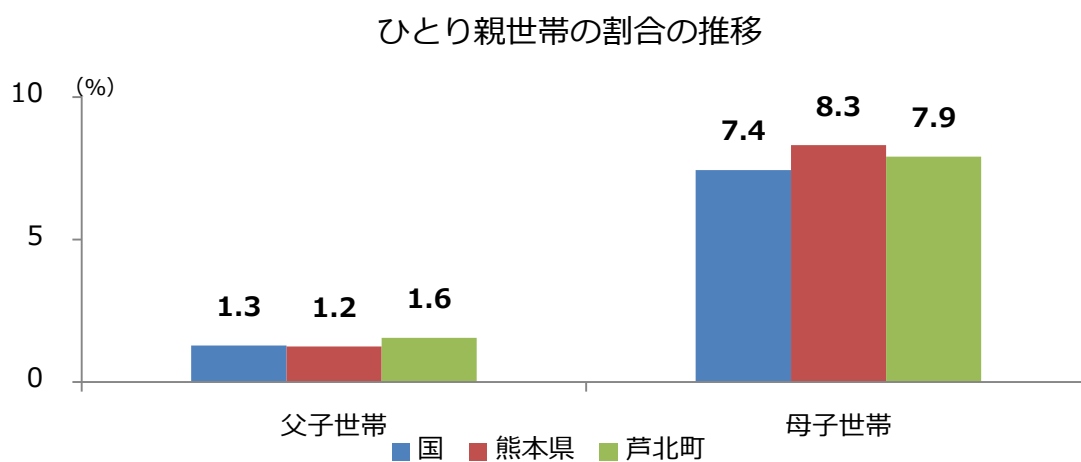
■ひとり親世帯

母子世帯、父子世帯ともに、増加傾向にあります。

平成 12 年と平成 22 年を比べると、母子世帯が 111 世帯、父子世帯が 31 世帯増加しています。



資料：国勢調査

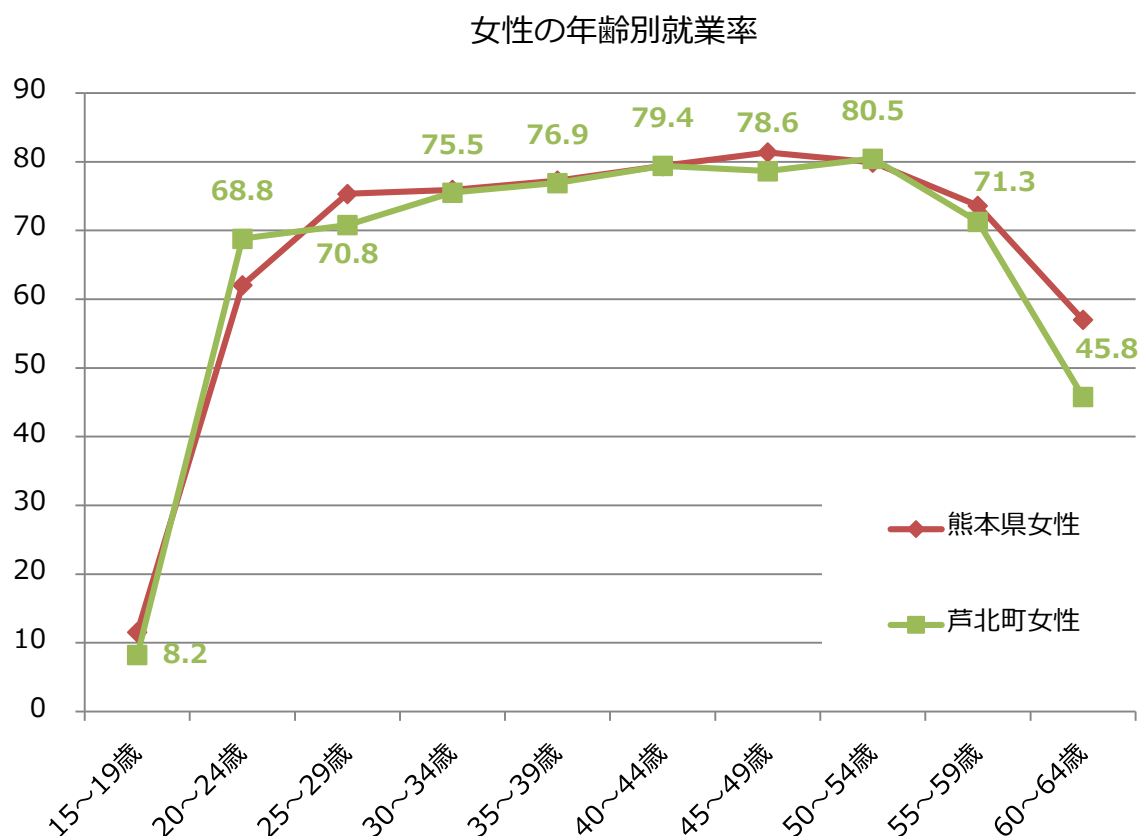


資料：国勢調査

3. 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30-34歳にくぼみ（一時的な就労率の低下）がでる「M字カーブ」は見られないことから、子育てしながら就業している女性が多いことが予測されます。



資料：国勢調査（平成 22 年）

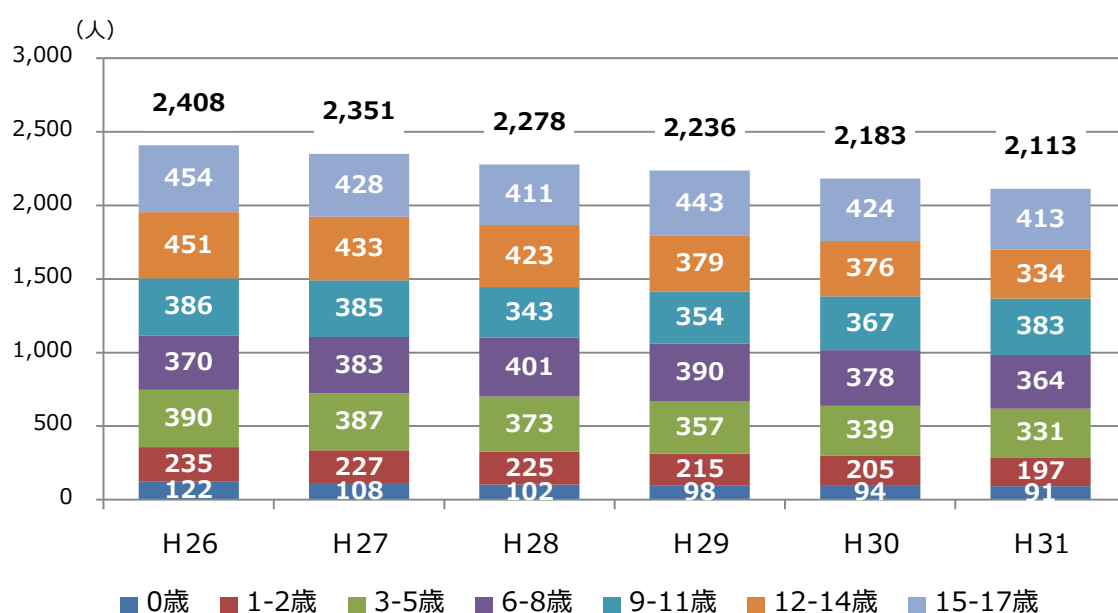
4. 子どもの人口の推計

計画を策定するにあたっては、現状の分析、ニーズ調査やそれに基づく具体的な目標事業量の設定等を行いつつ、策定作業を進めるべきものとされています。本計画における子どもの人口の推計にあたっては、「財団法人こども未来財団」が作成する「地域行動計画策定の手引き（平成 15 年 8 月）」に基づき、住民基本台帳人口（平成 21～25 年の各 4 月 1 日時点の各歳別人口）を用いて、「コーホート変化率法」で推計を行った子どもの人口は以下のとおりとなっています。

本町の 0 歳人口は減少していくことが予測されており、就学前児童（0～5 歳）でみると、平成 26 年 4 月 1 日現在で 747 人となっていますが、平成 31 年には 619 人へと、約 130 人減少する見込みとなっています。

また、小学生（6～11 歳）についても、756 人から 747 人へと微減する見込みとなります。

人口の推移



5. アンケート調査結果

■ 家庭類型

アンケート調査から配偶者の有無や、就労に関する現在の状況や今後の意向等を把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引き（平成 26 年 1 月）」を基に、現在と今後の家庭の姿を算出したものが、以下の表となります。

「施設型給付」及び「地域型保育給付」の量の見込みにあたっては、今後の家庭の姿（潜在家庭類型）に基づく推計を基本として行っています。

アンケートから算出した家庭類型

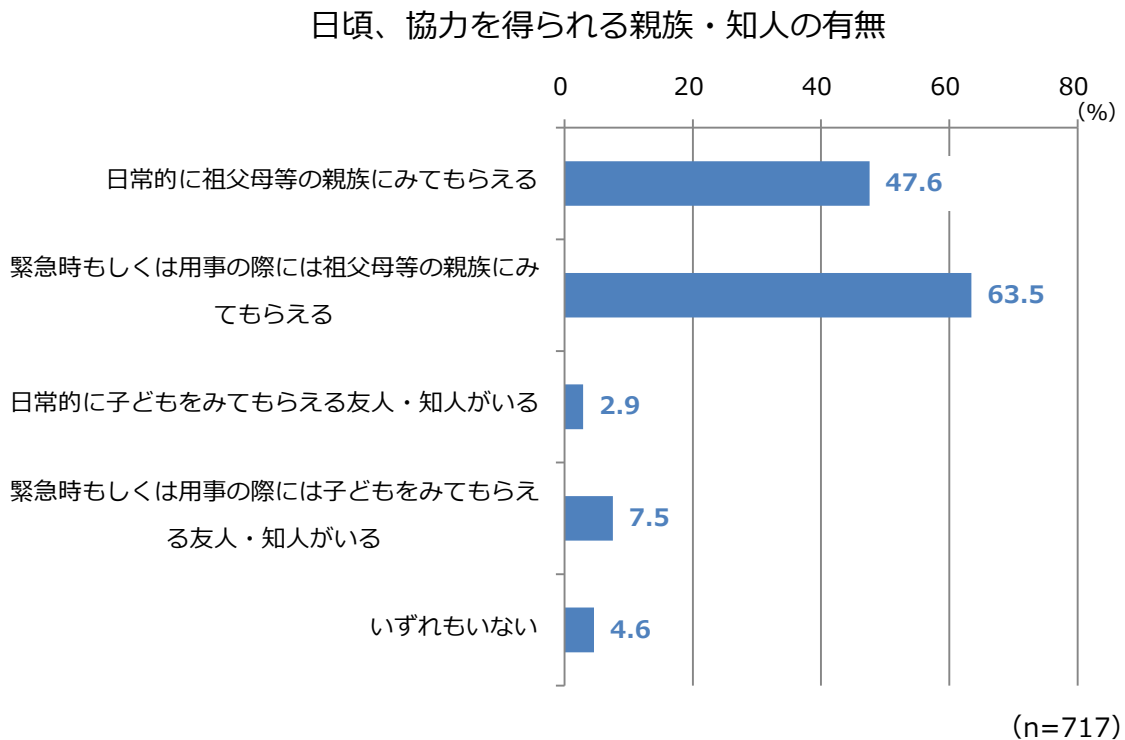
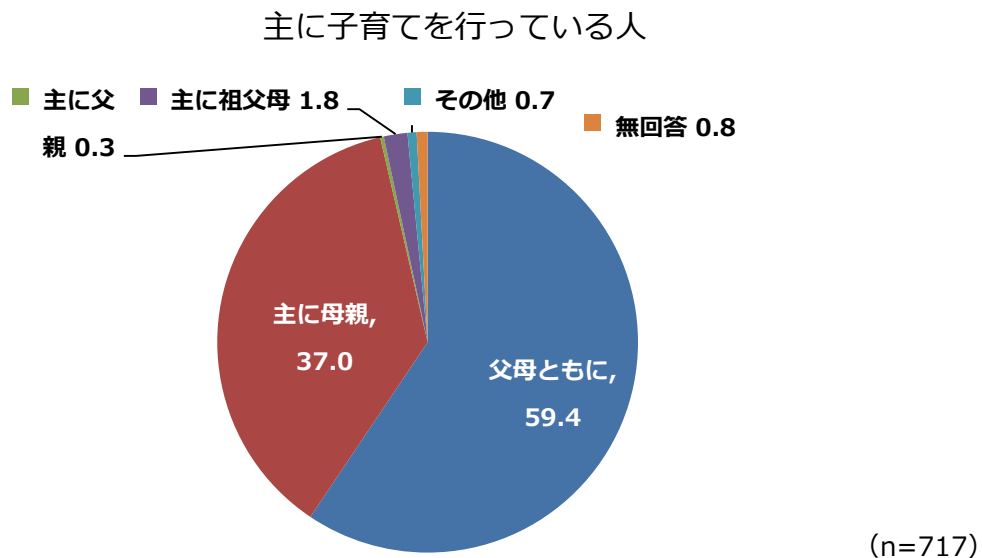
	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	36	6.3%	36	6.3%
タイプB フルタイム×フルタイム	252	44.1%	294	51.5%
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	151	26.4%	153	26.8%
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	3	0.5%	7	1.2%
タイプD 専業主婦（夫）	125	21.9%	77	13.5%
タイプE パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	4	0.7%	4	0.7%
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体	571	100.0%	571	100.0%



■子育ての状況

主に子育てを行っている人は「父母ともに」が最も多く 59.4%で、「主に母親」37.0%が続いています。「主に祖父母」と回答した方は 1.8%でした。

また、子育てに関して祖父母等の親族の協力が日常的に得られる家庭は 47.6%、緊急時にみてもらえる家庭は 63.5%で、日頃、協力を得ることができない家庭は 4.6%でした。



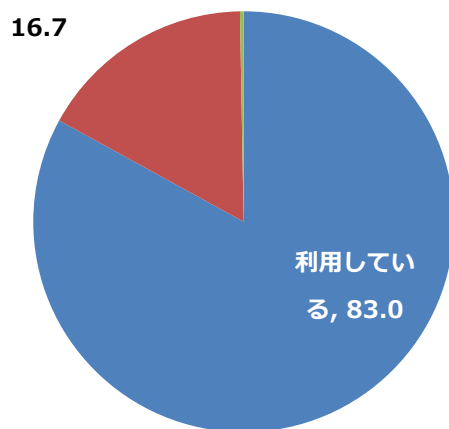
■ 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業については、全体の83.0%が利用しており、「認可保育所」が82.9%、「その他の認可外の保育施設」6.6%と続いています。保育所の月当たりの利用時間については、「160～191 時間」が59.4%、「192 時間以上」が30.0%でした。

今後、定期的に利用したい事業については、「認可保育所」が82.1%と最も高いものの、次いで、「幼稚園」が18.3%となっています。

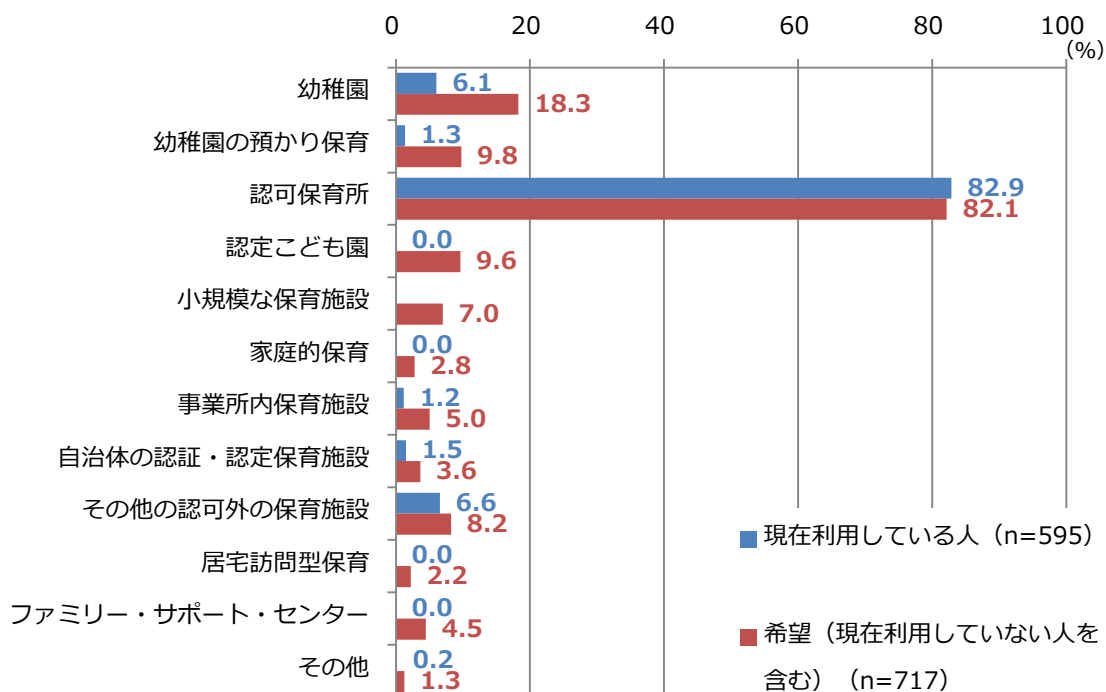
定期的な教育・保育の利用状況

■ 利用していない, ■ 無回答 0.3



(n=717)

利用している事業と今後の利用意向



今後、幼稚園を利用したいと回答した方は 131 名となっています。

回答者の子どもの年齢別の内訳をみると、0～2 歳は 72 名で、そのうち半数以上が、現在サービスを利用していない人となっています。

3～5 歳では、現在幼稚園に通っている 31 人すべてが今後も幼稚園を利用したいと回答しています。また、現在認可保育所や認可外保育施設に通っている人についても、23 人の利用意向があります。

今後幼稚園を利用したいと回答した人		131 名	18.3%
うち子どもの年齢が 0～2 歳		72 名	55.0%
現在利用しているサービス	サービスは利用していない	40 名	55.6%
	認可保育所	22 名	30.6%
	認可外保育施設	4 名	5.6%
うち子どもの年齢が 3～5 歳		59 名	45.0%
現在利用しているサービス	サービスは利用していない	1 名	1.7%
	幼稚園	31 名	52.5%
	認可保育所	23 名	40.0%
	うち田浦地区	5 名	21.7%
	うち吉尾地区	1 名	4.3%
	うち大野地区	5 名	21.7%
	うち佐敷地区	6 名	26.1%
	うち湯浦地区	6 名	26.1%
	認可外保育施設	2 名	3.4%

今後、認定こども園を利用したいと回答した方は 69 名で全体の 9.6%となっています。

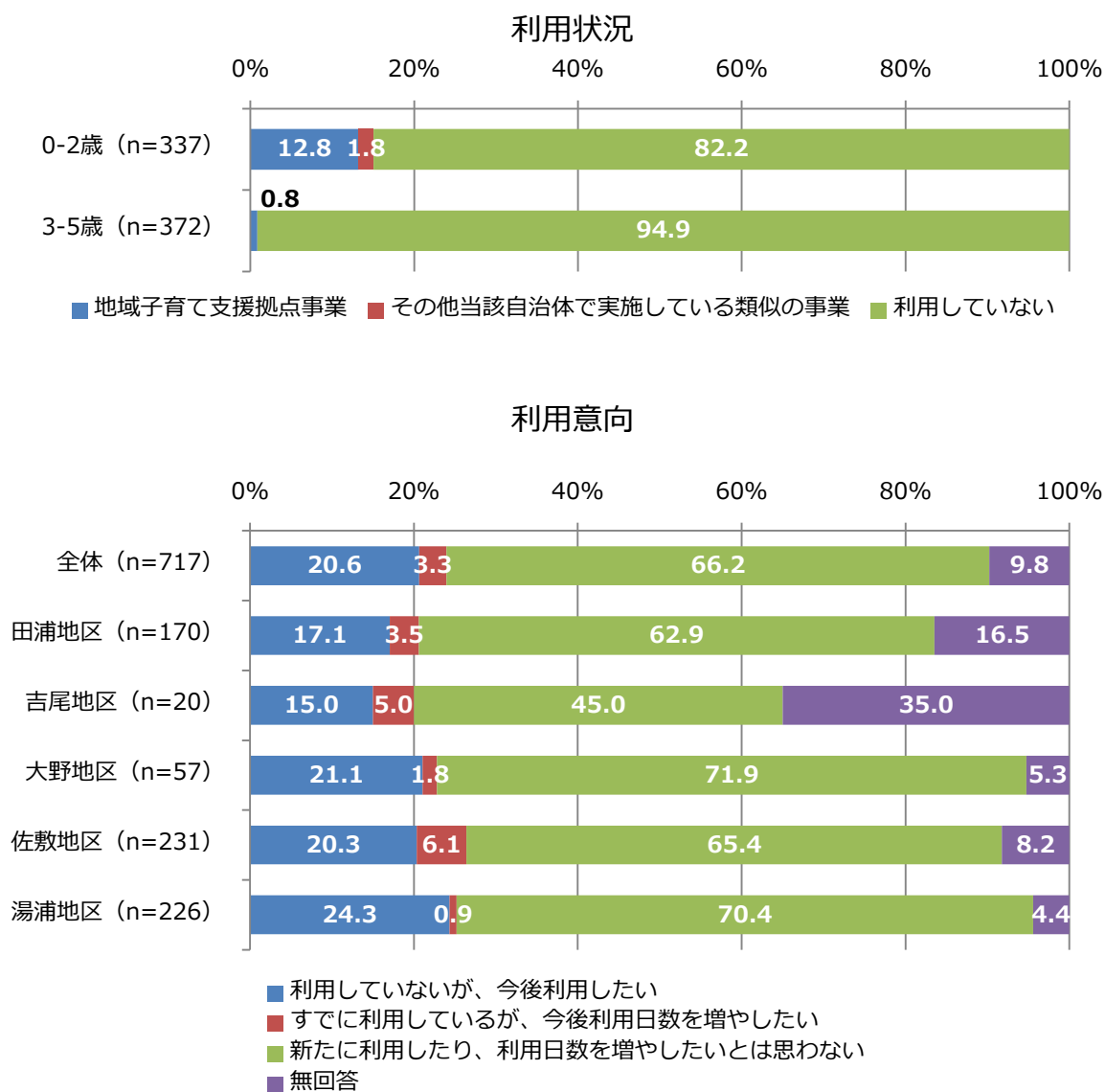
今回の調査では幼稚園、認定こども園の利用料や、預かり時間の目安を示していないため保護者の正確なニーズとして判断はできませんが、教育を受けさせたいと考える保護者が多いと考えられます。

今後認定こども園を利用したいと回答した人		69 名	9.6%
うち子どもの年齢が 0～2 歳		42 名	60.9%
現在利用しているサービス	サービスは利用していない	21 名	50.0%
	認可保育所	17 名	34.0%
うち子どもの年齢が 3～5 歳		27 名	39.1%

■地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

子育て中の親子を支援する地域子育て支援拠点事業については、0～2歳の保護者の12.8%が利用している状況です。

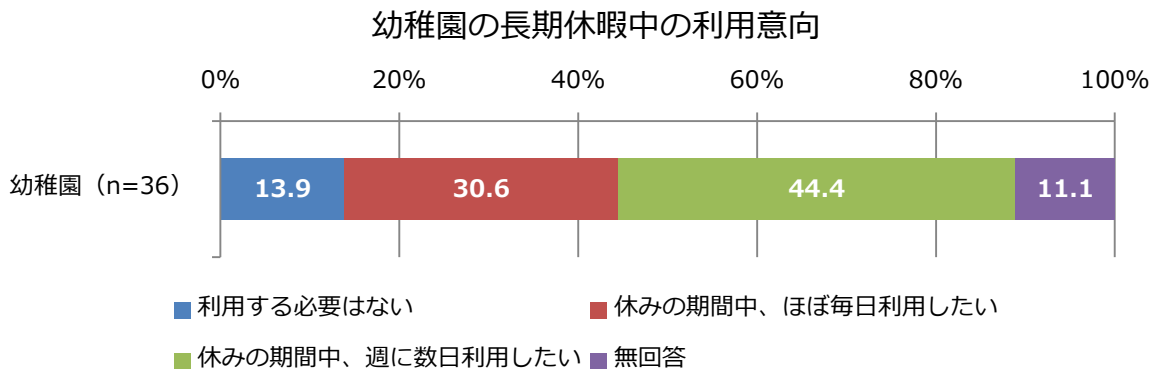
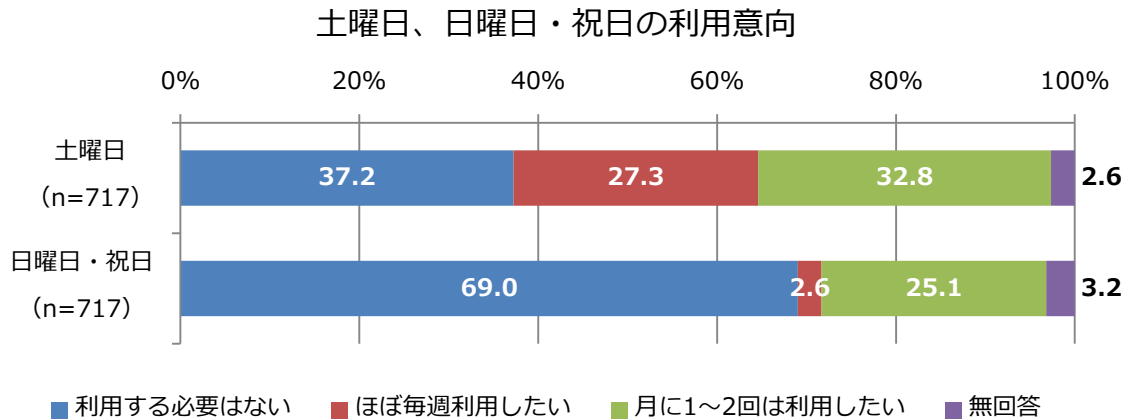
「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した方を合わせると全体で23.9%となっており、特に、佐敷地区、湯浦地区のニーズが高くなっています。



■土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向については、土曜日が60.1%、日曜日・祝日が27.7%でした。

また、幼稚園を利用している人の長期休暇中の利用意向については、「ほぼ毎日利用したい」が30.6%、「週に数日利用したい」が44.4%で、「利用する必要はない」と回答した人は13.9%となっています。



■ 病気の際の対応

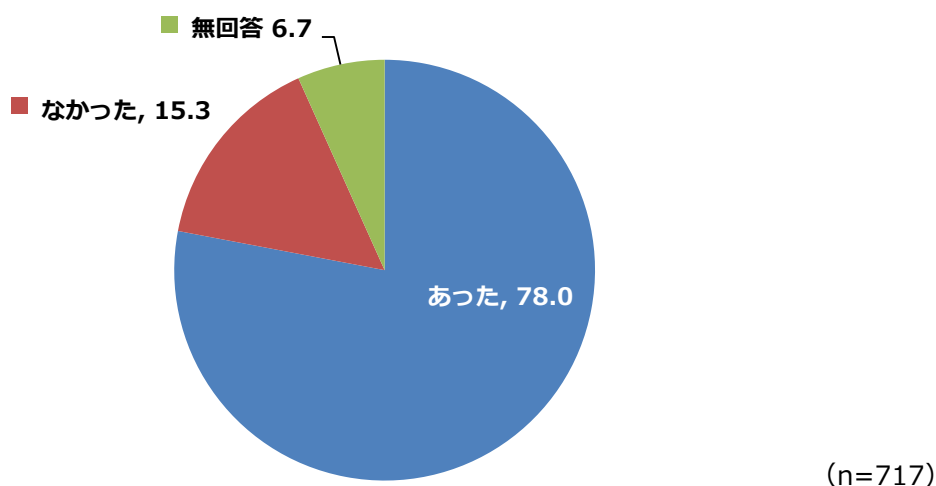
お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業を休んだ経験があった人は 78.0%で、年間の平均日数は 7.1 日でした。

その際の対処方法は「母親が休んだ」が最も多く 79.3%で、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった（48.7%）」となっています。

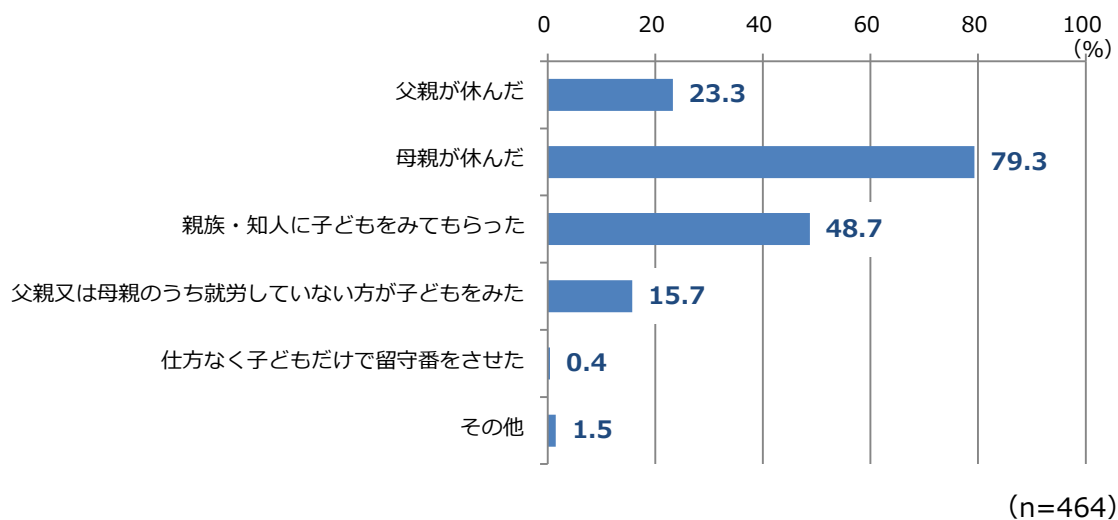
保護者が休んで対応した経験のある人に、病児・病後児のための保育施設等の利用をお聞きしたところ、「利用したいと思わない人」が 55.8%で、できれば利用したいと考える人を上回っています。

他の自治体の調査では、利用したいと思わない主な理由は、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」となっています。

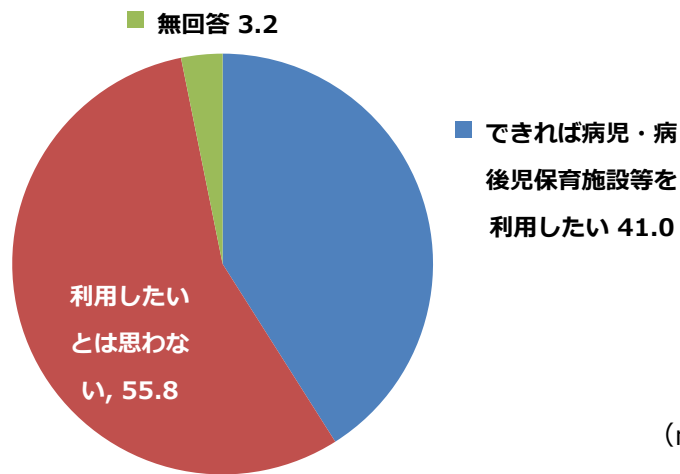
病気やけがで教育・保育の事業を休んだことがあったか



その際の対応方法



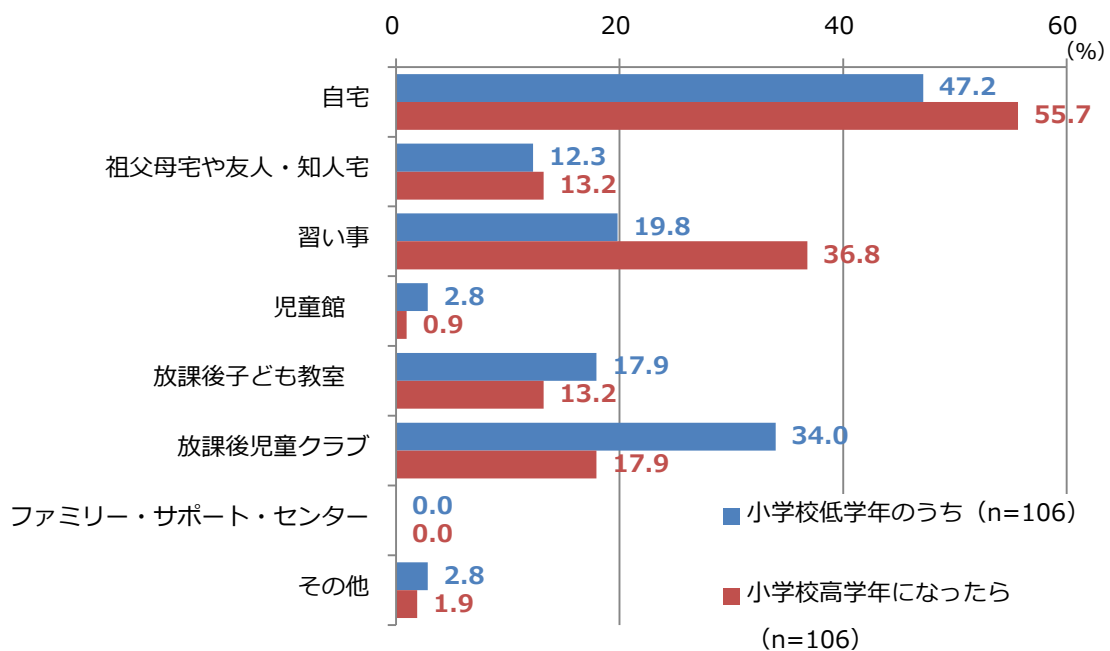
保護者が休んで対応した経験のある人の
病児・病後児のための保育施設等の利用意向



■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

アンケート時点で5歳以上の子どもを持つ保護者に対して、小学校に就学した場合の放課後の過ごし方についてお聞きしたところ、低学年、高学年時ともに、自宅が最も多くなっています。2番目に多い回答は、低学年時が「放課後児童クラブ（34.0%）」、高学年時が「習い事（36.8%）」となっています。

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方



6. 芦北町の現状と課題

■子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化

- 高齢者の割合のみが増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。
- 核家族化の進行や母子家庭の増加が見受けられることから、地域の繋がり希薄化や子育て世帯の孤立化が懸念されます。
- 婚姻率は国、県の水準よりも低く、20、30 歳代女性の人口が減少傾向にあることから、今後も子どもの数は減少することが予想されます。
- 母子家庭が増加傾向にあります。

■仕事と子育ての両立

- 出産・育児期における女性の一時的な就労率の低下（M字カーブ）は見られませんが、女性が安心して働きながら子育てできる環境づくりが重要となります。
- 男性の育児休業取得の増加や育児参加の促進を図る必要があります。

■質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的な提供

- 幼児期の学校教育に対するニーズはあるものの、幼稚園の在園児数は定員の3割程度となっていることから、認定こども園への移行について検討していく必要があります。
- 現在、本町の幼稚園については、4 歳児からの利用となっているため、3 歳児の利用ニーズへの対応が求められています。

■地域の子ども・子育て支援の充実

- アンケート調査では、定期的に教育・保育事業を利用している人は 83.0% となっており、今後も同じ水準で利用していくものと予想されます。
- 田浦保育所子育て支援センターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施していますが、芦北地区での実施が望まれています。
- 平成 26 年度現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業の実施がありません。仕事の都合で保育所等の送り迎えができない、急な用事で出かけなければならないなど、子育て中の家庭に対するセーフティネットとして、実施に向けた検討を進めていく必要があります。
- 病児保育事業については、アンケート調査からも一定のニーズがあります。施設の安定的な運営が難しいことから本町では実施していませんが、共働き世帯の増加により、今後もニーズが高まっていくことが予想されます。
- 保護者の就労形態の多様化から、休日保育のニーズが高まっていくことが予想されます。

■放課後の子どもの居場所について

- 吉尾、大野、内野小学校区においては、学童保育、放課後子ども教室ともに未設置となっています。利用したい保護者のニーズを把握しながら、未設置校区に対する対応を検討していく必要があります。
- 放課後児童健全育成事業の対象の拡大や保護者の多様なニーズに対応するため、本町の社会資源の有効活用を含めた適切な環境の整備を図る必要があります。



第3章 計画の基本構想

1. 将来像及び基本理念

本町では、平成17年に芦北町次世代育成支援行動計画を、平成22年に後期行動計画を策定し、「だれもが安心して子育てできるまち あしきた」を基本理念としながら、保育・教育・保健などさまざまな分野における子育て支援施策を推進してきました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針や、次世代育成支援対策推進法が延長されたことに伴い、本計画においても同理念を継承し、地域における子育て支援や親子の健康の確保など、子育て世帯に対する総合的な施策の推進に取り組みます。

基 本 理 念

だれもが安心して子育てできるまち

あしきた

2. 基本目標の設定

本計画は、芦北町総合計画（第二次）基本構想と、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた芦北町次世代育成支援行動計画の方向性を踏まえ、以下の3つを基本目標とし、基本理念の実現に取り組めます。

なお、子ども子育て支援法第61条第3項に基づく任意記載事項については、「基本目標2 子育て支援体制の充実」として盛り込むこととします。

基本理念 だれもが安心して子育てできるまち あしきた

基本目標1
保育サービスの充実

基本目標2
子育て支援体制の充実

基本目標3
児童福祉施設の充実

子ども子育て支援法第61条第3項に基づく任意記載事項

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (3) 障がい児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第4章 施策の展開

基本目標1 保育サービスの充実

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供区域の設定

■教育・保育の提供区域

本計画を策定するにあたって、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

区域の設定について

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案すること。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めること。
- 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の認可が区域内の需要量と供給量に基づいて行われることを踏まえること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は同様の区域設定を基本とすること。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態（区域の広狭）が事業ごとに異なる場合は、実状に応じて、それぞれに区域を設定することができること。

近年の核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加により、本町中心部に所在する認可保育所（淳光・芦北・計石）においては、入所児童の約3割が中心部地域外からの広域利用となっており、町全体が利用圏内となっています。その他の認可保育所（大野・田浦・湯浦・吉尾）については、ほぼ全ての利用者が同地域内からとなっています。本町中心部における認可保育所の広域利用の需要は、今後も拡大していくことが予想されます。また、小中学校においても、統合による学区域の再編成が行われ、区域の広域化が進んでいる状況です。

このため、本町の教育・保育提供区域は町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

提供区域設定の主な理由

基本指針において「区域の設定は、保護者の移動状況や地域の実情を勘案すること」とされています。複数の区域を設定した場合、区域ごとに保育・教育の提供体制を確保する必要があり、過疎地域においては、需要と供給のバランスを保つことが難しく、供給体制の確保とともに事業の継続が困難となる可能性があります。

1 区域とすることにより、町全体でニーズの増減に対応し、可能な限りの子育て支援策を講じていきます。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域を提供区域として整備を図ります。

事業名	提供区域
利用者支援事業（新規）	町全域
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	
妊婦健康診査事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
一時預かり事業	
時間外保育事業 （延長保育事業）	
病児保育事業	
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	

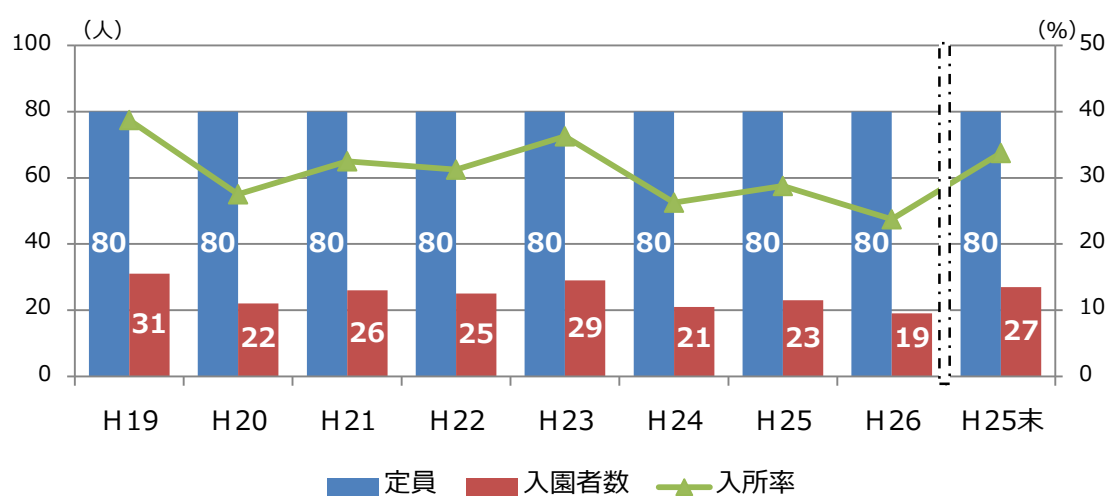
(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の見込み量の設定については、平成 27 年度の入園・入所希望状況と実績を基に、就学前児童の将来推計を乗算して算出しています。

児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項では、教育・保育提供区域内において教育・保育事業の供給が不足している場合、認可基準を満たす地域型保育事業の設置申請に対しては原則として認可することとなっていることから、本町ではこの原則に則り、本計画に即して需給調整を行っていきます。

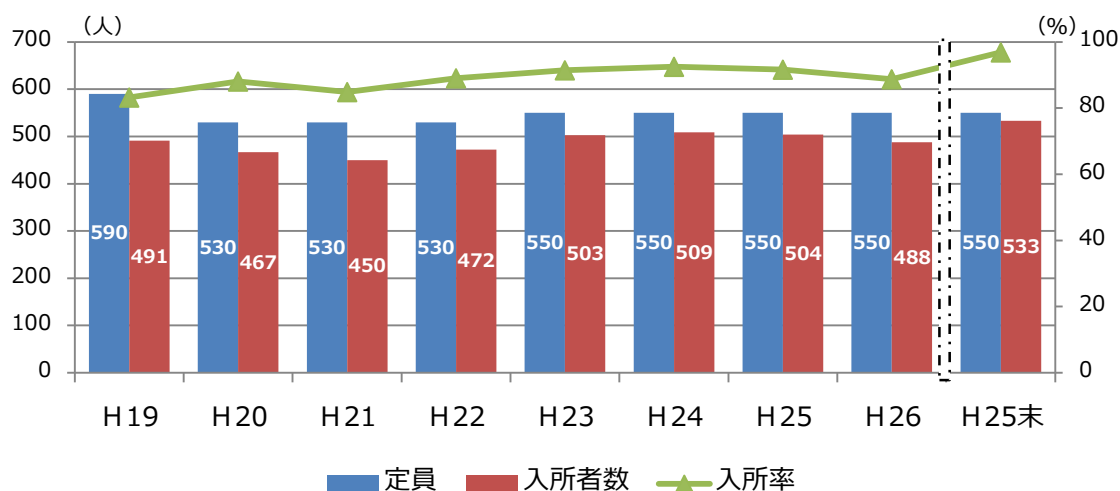
<事業実績>

【幼稚園】



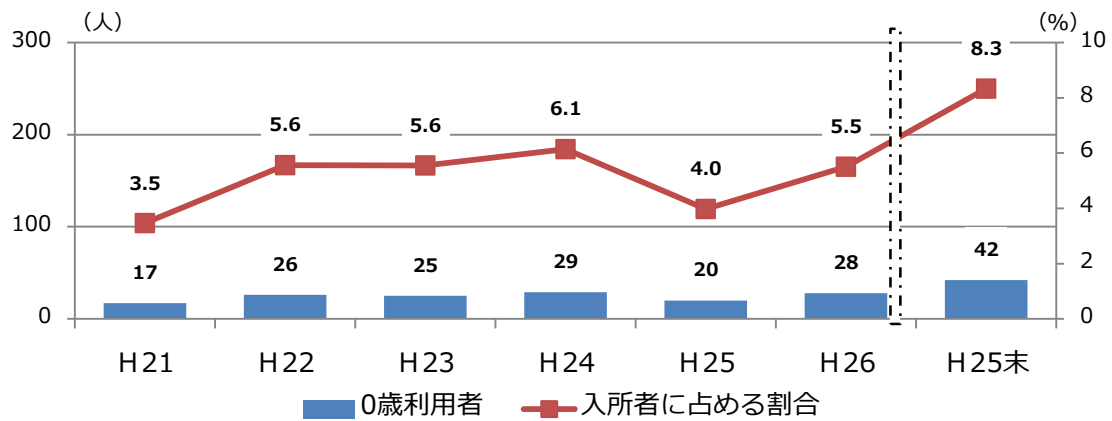
【認可保育所】

全 体



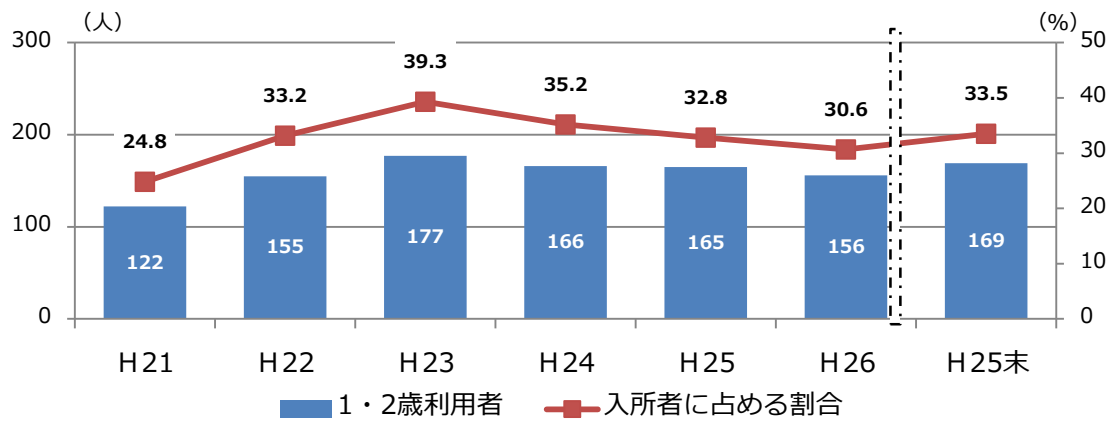
※入所者数については他市町村からの受け入れを含む

0 歳



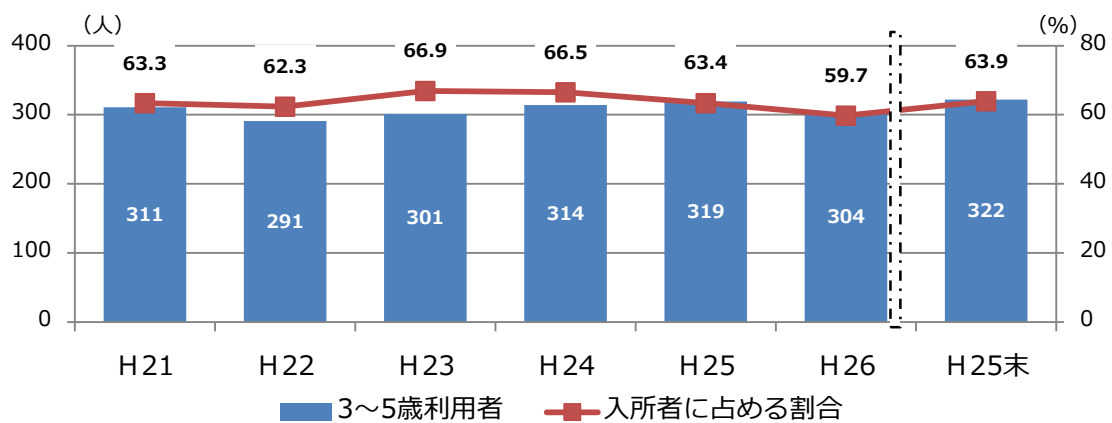
※入所者数については他市町村からの受け入れを含む

1・2 歳



※入所者数については他市町村からの受け入れを含む

3～5 歳



※入所者数については他市町村からの受け入れを含む

認定区分 量の見込み・確保方策		平成25年度末				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
幼稚園		27				
認定こども園（幼稚園部分）		0				
認定こども園（保育所部分）				0	0	0
保育所				322	42	169
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育				0	0	0

＜見込み量と確保策＞

認定区分 量の見込み・確保方策		平成27年度					
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳	
量 の 見 込 み	本町利用分	19	15	327	44	179	
			342				
	他市町村利用分	0	0	31	13	15	
			31				
			19	15	358	57	194
		34		609			
確 保 策	幼稚園	40	40				
	認定こども園（幼稚園部分）	0	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	
	保育所			327	44	179	
	地域型保育事業				0	0	
	他市町村利用分	0	0	31	13	15	
			40	40	358	57	194
			80		609		
過不足		21	25	0	0	0	
		46		0			

認定区分 量の見込み・確保方策		平成28年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量 の 見 込 み	本町利用分	19	15	316	42	178
			331			
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			31			
			19	15	347	55
		34		595		
確 保 策	幼稚園	40	40			
	認定こども園（幼稚園部分）	0	0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			327	44	179
	地域型保育事業			0	0	
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			40	40	358	57
		80		609		
過不足		21	25	11	2	1
		46		14		

認定区分 量の見込み・確保方策		平成29年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量 の 見 込 み	本町利用分	19	15	302	40	170
			317			
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			31			
			19	15	333	53
		34		571		
確 保 策	幼稚園	40	40			
	認定こども園（幼稚園部分）	0	0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			327	44	179
	地域型保育事業			0	10	
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			40	40	358	57
		80		619		
過不足		21	25	25	4	19
		46		48		

認定区分 量の見込み・確保方策		平成30年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量 の 見 込 み	本町利用分	19	15	287	39	162
			302			
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			31			
			19	15	318	52
		34		547		
確 保 策	幼稚園	40	40			
	認定こども園（幼稚園部分）	0	0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			327	44	179
	地域型保育事業				0	10
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			40	40	358	57
		80		619		
過不足		21	25	40	5	27
		46		72		

認定区分 量の見込み・確保方策		平成31年度				
		1号（3-5歳）	2号（3-5歳）		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳
量 の 見 込 み	本町利用分	19	15	280	38	156
			295			
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			31			
			19	15	311	51
		34		533		
確 保 策	幼稚園	40	40			
	認定こども園（幼稚園部分）	0	0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			327	44	179
	地域型保育事業				0	10
	他市町村利用分	0	0	31	13	15
			40	40	358	57
		80		619		
過不足		21	25	47	6	33
		46		86		

<今後の方向性>

- 保育の供給量に関しては、平成 26 年 4 月現在、厚生労働省が定義する待機児童は発生していません。計画期間の見込みについても、出生数を含めた 0～5 歳の未就学児の人口減少が予測されるため、利用定員については状況に応じて調整していきます。
- 八代市、水俣市を中心とする町外の保育所利用者がいるため、他市町村の保育所利用分として全体見込み量の約 5%（広域利用実績ベース）を見込んでいます。
- 計画期間中において、保育所の広域利用の理由のひとつとなっている夜間、休日保育の需要への対応を検討していきます。
- 過疎地の未就学児の減少に伴う保育課題については、小規模保育事業への転換を視野に入れた検討を行っていきます。
- 今後も既存の私立保育園に対して、認定こども園や小規模保育への移行ニーズを調査しながら、ニーズ及び需給調整に基づく必要な支援を行います。
- 公立幼稚園については、計画期間中の認定こども園への移行は行わない予定ですが、移行の可能性について検討を進めていきます。



(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

利用者支援事業（新規）

<事業内容>

子育て中の親や妊婦及びその配偶者が、幼稚園、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」と、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」の2つの事業類型があります。

<対象者>

子育て中の保護者（主に就学前の乳幼児の保護者）

<事業実績>

新制度における新規事業のため実績なし

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
確保策	箇所	0	0	0	0	0

<見込み量の算出方法>

役場や支所の窓口で十分な対応が可能と考えるため、事業量は見込まない

<今後の方向性>

- 今後も、役場や支所の窓口において利用者の申し込みや相談に対応していきます。
- 子育て支援センターや保育所、幼稚園、関係機関等と連携し、総合的な相談・助言等に取り組んでいきます。

地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場を提供し、子育てに役立つ情報提供や育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

<対象者>

就学前の子どもとその保護者

<事業実績>

■ 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

	単位	H24	H25
田浦保育所子育て支援センター	人日／月	298	268

■ （参考）育児サークル

	単位	H24	H25
デコポン・キッズ	人日／月	63	22

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日／月	345	337	322	308	297
確保策	人日／月	350	350	550	550	550
	箇所	1	1	2	2	2

<見込み量の算出方法>

国手引きによる算出を基に、アンケート調査における0～2歳の子どもの保護者のうち、幼稚園、保育所を利用していない保護者のニーズを勘案して算出

<今後の方向性>

- 既存の田浦保育所子育て支援センターだけでは、芦北地区の利用者にとって十分な受け皿となっていない可能性があります。
- アンケート調査では田浦地区以外で利用意向が高いことから、今後も、利用者の利便性を考えたうえ、児童館などの既存施設の有効活用を含めた検討を行っていきます。

- 平成 29 年の計画の見直しの時期までに、本事業に関する保護者のニーズを把握し、確保策について見直しを行います。

妊婦健康診査事業

<事業内容>

妊婦の健康の保持及び胎児の発育管理のために、公費負担により医療機関における妊婦に対する定期的な健診を行う事業です。

<対象者>

すべての妊婦

<事業実績>

	単位	H24	H25
母子手帳交付件数	人／年	109	113
受診票交付数	枚／年	1,526	1,582
受信者数	枚／年	1,375	1,591
受診率	%	90.1	100.6

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人／年	108	102	98	94	91

<見込み量の算出方法>

推計人口による出生数を計上

<実施施設>

医療機関、助産所等

<今後の方向性>

- 妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、「妊婦健康診査受診票」を交付、または、妊婦への償還払いで妊婦健康診査費用の一部（最高 14 回分）を助成していきます。

乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが直接訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな育成を図る事業です。

<対象者>

生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭

<事業実績>

■新生児・乳児訪問指導

	単位	H24	H25
出生数	人／年	115	126
訪問件数	件／年度	81	60

※ 出生数は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人／年	108	102	98	94	91

<確保策>

母子保健事業に基づき、芦北町保健センターが実施している事業（新生児・乳児訪問指導）で対応します。

<見込み量の算出方法>

推計人口による出生数を計上

<今後の方向性>

- 祖父母や近隣住民からの援助が不足している保護者が孤立しないよう、安心して子育てができるために必要な支援や助言を行っていきます。
- 子育てに対する強い不安や孤立感等を抱える家庭について把握し、必要な場合は関係機関と連携をとりながら継続的に支援していきます。
- 未訪問者については、乳児健診等で状況を把握し、必要な支援や助言を行っていきます。

養育支援訪問事業

<事業内容>

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、家庭における安定した養育が実施できるよう、育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などがあります。

<対象者>

子育てに対して不安や孤立感を抱える保護者、または、虐待にいたるおそれがある保護者、精神疾患等リスクを抱え支援が必要である家庭

<事業実績>

なし

<見込み量と確保策>

実績がないため、見込み量の推計は行いません

<今後の方向性>

- 乳児家庭全戸訪問事業、母親の心のケア推進事業などの母子保健事業等で上記対象者のような養育に関する支援が必要な家庭を早期に把握し、児童相談所、医療機関、保育施設等との連携を図りながら、必要な支援や助言を行っていきます。

子育て短期支援事業

<事業内容>

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、宿泊または日帰りで養育・保護を行う事業です。

本事業には、利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

<対象者>

家庭において一時的に養育が困難になった子ども

<事業実績>

ショートステイ、トワイライトステイともになし

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日／年	10	10	10	10	10

<見込み量の算出方法>

国手引きによる算出

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
ショートステイ	人日／年	10	10	10	10	10
	箇所	※0	※0	※0	※0	※0
トワイライトステイ	人日／年	0	0	0	0	0
	箇所	※0	※0	※0	※0	※0

※現在本町にはありませんが、他市町村に委託して実施します

<今後の方向性>

- 現在の利用実績がないため町内での事業実施は行いませんが、毎年度予算を確保しながら、利用者の希望に応じて、町外施設との委託契約における受け入れを行います。

子育て援助活動支事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容>

児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図る事業です。

<対象者>

おおむね3ヶ月から小学6年生までの児童等と保護者

<事業実績>

なし

<見込み量と確保策>

アンケート調査からも保護者のニーズが少ないため、事業量は見込まない

<今後の方向性>

- サービスの内容について周知を図り、正確なニーズの把握を行います。
- 多様化する子育てに関するニーズに対応するため、関係機関と連携を図り、町独自の事業の実施に向けた検討を行います。



一時預かり事業

<事業内容>

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。

新制度の施行に伴い、幼稚園における預かり保育については、本事業へ移行されます。

<対象者>

幼稚園型：1号認定及び2号認定

幼稚園型以外：保育所を定期的に利用していない就学前の乳幼児

<事業実績>

■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（町の単独事業）

	単位	H24	H25
実施箇所数	箇所	1	1
延べ利用日数	人日／年	729	1,016

■保育所における一時預かり（保育所の単独事業）

	単位	H24	H25
実施箇所数	箇所	5	5
延べ利用日数	人日／年	267	120

※町内在住の保育所を利用していない人の利用分

<見込み量>

■幼稚園（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定	人日／年	1,200	1,157	1,107	1,051	1,026
2号認定	人日／年	0	0	0	0	0

■保育園（私立保育園における一時預かり）

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日／年	267	259	248	236	229

<見込み量の算出方法>

幼稚園については、近年の利用実績から利用者の伸びを勘案して算出。

保育園（私立保育園における一時預かり）については、実績を下回ることは想定し難いため、近年の利用実績から利用者の最も多い年を計上

<確保策>

■幼稚園（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
確保策	人日／年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	箇所	1	1	1	1	1

■保育園

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
保育所における補助事業	人日／年	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
保育所の単独事業	人日／年	267	267	267	267	267
	箇所	5	5	5	5	5

<今後の方向性>

- 公立幼稚園、私立保育園によるこれまでどおりの受け入れ態勢を維持していきます。

延長保育事業

<事業内容>

保護者の勤務条件や家庭の事情により早朝または夕方以降の保育を必要とする児童に対して、保育時間の延長を行う事業です。

新制度においては、保育所の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8 時間利用を基本とする「保育短時間」が設定されます。

<対象者>

2 号認定（保育利用）及び 3 号認定の乳幼児

<事業実績>

	単位	H24	H25
保 育 所 数	箇所	7	7
開 所 時 間 11 時 間 超	箇所	7	7
利 用 実 人 数	人／年	264	272

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人／年	280	290	300	300	300
確 保 策	人／年	300	300	300	300	300
	箇所	7	7	7	7	7

<見込み量の算出方法>

平成 25 年度の実績を下回ることは想定し難いため、近年の利用実績から利用者の伸びを勘案して算出

<今後の方向性>

- 平成 26 年現在、町内すべての保育所で実施しています。保護者の働き方の多様化から、ニーズの増加が予想されますが、今後も現状の受け入れ体制で対応していきます。

病児保育事業

<事業内容>

病中、または病気の回復期にある児童について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

<対象者>

病中、病気回復期にある児童

<事業実績>

なし

<見込み量と確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日／年	230	223	213	203	197
確保策	人日／年	0	0	270	270	270
	箇所	0	0	1	1	1

<見込み量の算出方法>

推計児童数に、アンケート調査において、平日の教育・保育事業を病気等により休ませたことがあった方のうち、その際の対処法として父親・母親が休んだが、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した割合を乗算して計上

<今後の方向性>

- 本町では、平成21年に私立保育園において病後児保育室が開室されましたが、常勤の保育士及び看護師の配置が必要など、実施基準が高いことや、事業を継続したものの利用者数に満たなかったことから運営維持が困難となり、現在は行われていません。
- 現時点で、本町における供給の見通しはありませんが、アンケート調査では約4割のニーズがあることから、計画期間中の実施に向けた検討を進めていきます。

放課後児童健全育成事業

<事業内容>

放課後や夏休み・冬休み等の長期休暇において、子どもの安全・安心を確保するため、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

<対象者>

保護者が仕事等により昼間、家庭にいない小学 1 年生から 6 年生までの児童

<事業実績>

■放課後児童健全育成事業（すくすく）

	単位	H24	H25
利用実人数	人／年	23	23

■町単独補助事業（淳光育児園）

	単位	H24	H25
利用実人数	人／年	10	11

■社会福祉協議会委託事業（八幡荘）

	単位	H24	H25
利用実人数	人／年	10	7

■（参考）放課後子供教室（湯浦小学校区、佐敷小学校区）

	単位	H24	H25
利用実人数	人／年	56	62

■平成 26 年度における事業実施状況

	放課後児童健全育成事業	放課後子供教室
湯浦小学校区	実施なし	実施中
吉尾小学校区	実施なし	実施なし
大野小学校区	実施なし	実施なし
佐敷小学校区	育児園すくすく（20） 淳光育児園（10）	実施中
内野小学校区	実施なし	実施なし
田浦小学校区	八幡荘（15）	実施なし

※ 湯浦小学校区においては育児園すくすくの利用者あり

（ ）内は定員数

<見込み量>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人／年	100	100	100	100	100

<見込み量の算出方法>

近年の利用実績からアンケート調査結果を勘案して算出

<確保策>

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
放課後児童健全育成事業	人／年	50	50	100	100	100
	箇所	2	2	3	3	3
自主事業	人／年	8	8	8	8	8
	箇所	1	1	1	1	1

<アンケート調査結果>

- 小学校低学年時の 34.0%、高学年時の 17.9%が、本事業を利用したいと考えています。また、現在実施している佐敷小学校区、田浦小学校区以外の校区においても、利用したいというニーズが見受けられます。

<今後の方向性>

- 田浦小学校区においては、平成 27 年度より田浦保育園を運営する社会福祉法人が定員を 30 名に拡大して実施していきます。実施場所については、これまでどおりの八幡荘となります。
- 就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズの把握を行い、現在実施のない校区における事業の必要性を検討します。
- 湯浦小学校区においては、平成 29 年度までの実施に向けた検討を進めていきます。実施していないその他の小学校区については、保護者からのニーズの把握に努め、必要に応じて検討を行っていきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

＜事業内容＞

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

現在、本町での実施はありません。

＜対象者＞

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する者

＜今後の方向性＞

今後、国から示される事業の詳細等を踏まえるとともに、町民のニーズを把握し、事業の実施に向けて検討していきます。

多様な主体の参入促進事業（新規）

＜事業内容＞

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

現在、本町での実施はありません。

＜対象者＞

特定教育・保育施設等に新たに参入する民間事業者

＜今後の方向性＞

今後、国から示される事業の詳細等を踏まえ、事業の導入について検討していきます。

(4) きめ細やかなニーズへの対応

本町では近年の保護者の就労形態の多様化に伴う休日保育事業や夜間保育事業へのニーズがあります。また、八代市をはじめとする町外の保育所を利用する家庭や、過疎地域における保育のあり方など、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

このため、計画期間中においても保護者のニーズを十分に把握し、子育てしやすいまちづくりに向けてあらゆる事業の実施の可能性について検討を進め、基盤整備を行っていきます。

(5) 認定こども園の普及のための考え方

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

これまでの本町の子ども・子育て支援施策において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割は極めて重要であり、今後必要不可欠であることはいうまでもありません。

本町の公立保育所 3 園は、平成 27 年 4 月より、町内で私立保育園を運営している社会福祉法人に移管されます。認定こども園への移行調査では、移管先となる私立保育園を含むすべての園より、平成 26 年 7 月時点で移行を考えていないという回答がありました。以上のことから、本町では、私立保育園の認定こども園への移行は計画として見込まないこととします。

幼稚園については、公立 1 園のみとなりますが、教育の提供体制は充足されているため、新たな幼稚園の設置は必要ないものと考えます。また、既存の私立保育園との需給バランスを考慮し、本計画期間中における公立幼稚園の認定こども園への移行についても行わない予定です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるため、国においても政策的な普及を図っていくこととされています。

計画として施設数の見込みは行いませんが、町民に対して認定こども園の周知を図っていきます。また、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上に向けた研修に関する情報提供を行っていくことで、幼稚園や私立保育園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

今後、移行を希望する私立保育園が現れた場合は、移行に向けた支援として補助事業の活用を図っていくことで、認定こども園の適切な普及・促進を図っていきます。

(6) 幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続の推進

年長児の段階で幼稚園・保育所、小学校、児童クラブなどの就学前と後の関係者による情報交換を行い、連携を強化することで、就学後の円滑な教育提供体制の構築を図ります。

また、小学校に入学する予定の子どもと保護者同士の交流機会の確保について、検討を進めます。

(7) 放課後子ども総合プラン

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、本計画に放課後子ども総合プランにおける活動の整備計画を統合することとします。

■放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

■実施状況

平成26年度における本町の小学校は6校となっていますが、放課後児童クラブを実施しているのは佐敷小学校区が「育児園すくすく」と「淳光育児園」、田浦小学校区が「八幡荘」となっています。

放課後子供教室を実施している学校は佐敷小学校と湯浦小学校で、いずれも週2回程度の開催となっています。

	佐敷 小学校	湯浦 小学校	田浦 小学校	大野 小学校	吉尾 小学校	内野 小学校
児童数	288人	174人	198人	44人	11人	48人
放課後児童クラブ	2施設	なし	1施設	なし	なし	なし
放課後子供教室	実施	実施	なし	なし	なし	なし

資料：教育委員会（平成26年5月1日現在）

■実施状況

指標	平成 26 年度	平成 31 年度 目標値
放課後児童クラブ設置数	2 校	3 校
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室設置数	なし	1 校
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室設置数	なし	1 校
放課後子供教室整備数	2 校	3 校
放課後児童クラブ及び放課後子供教室における余裕教室等の活用数	2 校	3 校
放課後児童クラブの開所時間の延長	なし	全クラブで実施

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

湯浦小学校区において、放課後児童クラブの余裕教室での実施を検討し、放課後子供教室との一体型の提供を目指します。

■放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

田浦小学校では学校支援地域本部事業を実施していますが、その他の小学校区を含め、実施を希望する地域を把握し、整備に向けた検討を進めていきます。

■放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブと放課後子供教室の両方を実施している佐敷小学校区をモデルとして実施を検討し、その結果を十分検証していきます。本町においては各小学校の児童数のばらつきが大きいいため、送迎等の課題を含め、各小学校区の実情にあわせた検討を進めていきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブを実施している佐敷小学校区、田浦小学校区は敷地外での実施となっています。余裕教室の活用については困難な状況にありますが、放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解を促し、協議を進めていきます。

基本目標 2 子育て支援体制の充実

(1) 産前・産後休業・育児休業満了時における保育の円滑な利用

0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、保育所への入所時期等の問題で取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、産前、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

<今後の方向性>

- 育児休業が明けたときから希望する保育所を確実に利用できるよう、あらゆる機会を通じて保護者の希望を把握し、保育所との連携を図ります。
- 育児休業に伴う在園児の入所については、本来は保護者が在宅となるため退園となるケースにおいて、保護者や在園児に配慮し、継続して入園させる必要があると判断した場合は入園を許可します。
- 地域子育て支援拠点事業における保護者の相談支援体制及び情報提供体制の充実を図ります。
- 国の「保育士確保プラン」に即して保育士の確保を図ります。
- 臨時保育士や保育補助員の登録制度について検討を進めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、芦北町要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携強化に取り組めます。

<今後の方向性>

- 乳児家庭全戸訪問事業、母親の心のケア推進事業などの母子保健事業等で虐待等による保護を必要とする子どもを早期に把握し、関係機関との連携を図りながら、必要な支援や助言を行っていきます。
- 芦北町要保護児童対策地域協議会や児童相談所、児童福祉施設との連携を強化し、児童虐待に関する相談体制の充実を図ります。
- 芦北町要保護児童対策地域協議会の関係者でケース検討会議を行い、必要に応じて児童相談所との支援体制による解決を図ります。
- 専門機関である児童相談所や虐待相談窓口をはじめとする虐待に関する相談先、相談の方法に関するパンフレットの作成・配布やポスターの掲示、町ホームページの充実等により、子どもの虐待防止に関する地域住民への啓発を強化します。
- 児童虐待防止対策の充実に関する県の施策との連携を図るとともに、児童相談所などの関係機関との連携を強化していきます。

(3) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの充実

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら仕事と子育ての両立支援のための体制づくりや、男性の育児参加の増加及び育児休暇や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発活動を促進していきます。

<今後の方向性>

- 子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進します。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発の強化を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修や情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや学童保育等の確保を図り、仕事と生活の調和の実現に向けた体制を整備していきます。
- 短時間勤務制度の導入など、仕事と生活のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業に対して、町独自の認定制度の検討を進めます。

(4) 母子保健事業の充実

妊娠中から子育て支援に至るまでの様々な場面における、母子保健事業の充実を図ります。

<今後の方向性>

- 支援を要する妊婦の把握に努め、妊娠期からの相談支援の充実を図ります。
- 新生児、乳幼児訪問指導事業等の機会を通じて、障がいや発達に偏りがあると思われる子ども及び要支援家庭の早期発見・早期対応に努めます。
- 共働き世帯の増加に伴い、子育てに関する祖父母等の協力が重要となることから、新米パパママ教室や離乳食教室等における祖父母等の参加機会の確保を図ります。
- 各種事業の実施時間の見直しや児童館の活用を検討していきます。

本町が実施する母子保健事業

母子健康手帳交付	3～4 か月児健診	7～8 か月児健診
1 歳 6 か月児健診	3 歳児健診	新生児、乳幼児訪問指導事業
妊婦健診事業	子育てサークル「デコポンキッズ」	
新米パパママ教室	離乳食教室	こども連絡会議
母親の心のケア推進事業	養育医療事業	性教育講座

（５）母子家庭および父子家庭への支援の充実

ひとり親家庭で抱える生活に困難を感じる状況を改善し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、総合的な生活支援を行います。

＜今後の方向性＞

- 芦北町社会福祉協議会及び母子寡婦福祉連合会との連携を強化し、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- 就労や住まい、経済上の問題など、ひとり親家庭の抱える子育てに関する悩みや相談に応じられるよう、相談体制の充実を図るとともに、利用できるサービスの情報提供を行います。
- ひとり親家庭の自立支援に関する県の施策との連携を図るとともに、関係機関との連携を強化していきます。
- ひとり親の病気や就労、冠婚葬祭などによって一時的に家事や育児ができず、生活援助を必要する場合の対応を図るためのホームヘルパー等の派遣について、検討を進めます。



(6) 障がい児施策の充実

乳幼児期における健康や発育状態の把握、疾病の早期発見に努めるほか、障がい児に対する相談窓口の充実を図り、相談から課題対応まで関係機関の連携強化を図ります。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、芦北町障がい者プランに基づく障がい福祉施策との連携を図ります。

さらに、保健、医療、福祉、教育の関係機関やくまもと芦北療育医療センター等との連携を強化し、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、総合的な取り組みを推進します。

<今後の方向性>

- 本町では平成 25 年より、教育・保育の支給認定申請書において発育で気になることや障害者手帳の有無をお聞きし、入所の際の連携を図ってきました。今後も関係機関との一層の連携及び情報の共有を進め、早期発見、早期療育に繋がるよう努めます。
- 妊婦及び乳幼児に対する健康診査の子育て支援としての役割を高めていきます。また、障がいや発達に偏りがあると思われる子どもの相談体制の充実を図り、保護者の不安への対応を行いながら、発達障がいの疑いのある乳幼児への早期対応に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、適切な教育・保育・療育の提供体制を確保します。
- 保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れを推進します。
- 小学校の入学にあたっては、就学前期の発達に関する相談や療育相談・指導、障がい児保育の経過、入学後に継続する療育的課題などを、学校に引き継ぐことで、円滑な就学の確保を図ります。また、引き継ぎ方法での課題や改善策についても、意見交換を行っていきます。
- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実等に関する県の施策との連携を図るとともに、関係機関との連携を強化していきます。
- 障害児通所支援事業については、第 4 期芦北町障がい福祉計画に即した確保を図っていきます。

(7) 子育て中の家庭の経済的負担の軽減

子育てに関する保護者の経済的な負担の軽減を図っていきます。

<今後の方向性>

- 子育て家庭の負担軽減及び児童の健全育成を図るため、年齢が満 18 歳に到達後、最初の 3 月 31 日までの医療費の助成を行っていきます。
- 芦北町で子育てをしたいと思えるような町独自の負担軽減策について、検討を進めます。

基本目標 3 児童福祉施設の充実

子ども達が安心して遊べる環境を確保するため、児童館や公園などの充実に努めます。

<今後の方向性>

- 児童館については、これまで以上に利用しやすいものとなるよう、平成 27 年度より、各 1 名の増員を行います。各種事業や新たなイベントの実施など、遊びの提供や児童の居場所づくりに取り組み、児童の健全育成を図ります。
- 児童館の建て替えや備品、図書等の充実、児童公園の魅力向上に向けて、関係機関による検討を進めていきます。
- 児童公園については、平成 26 年度で遊具の点検・改修を終えたところですが、今後の児童公園の在り方について、検討を進めていきます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進

本計画の基本理念である「だれもが安心して子育てできるまち あしきた」の実現に向けて、保育サービスの充実、子育て支援体制の充実、児童福祉施設の充実に関する各種施策を効果的に推進していくため、本町の関係課で連携を図るだけでなく、地域住民や医師会、事業者、国・県・近隣市町村などの行政機関等との連携・協働による推進を図るとともに、町民や事業者の自主的な活動を積極的に支援していきます。

2. 計画の進行管理

本計画における量の見込みや施策の進捗を芦北町子ども・子育て会議において進行管理することで、計画の実効性を高めていきます。

芦 北 町
子ども・子育て支援事業計画
(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成27年3月

発行 芦北町 福祉課 児童家庭福祉係

〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015

電話 0966-82-2511 (代表)
